

土木請負工事監督・検査諸規程の主な改定概要について

1 改定概要

ア 工事関係書類の様式改定

これまで押印を求めていた様式について、国の様式に倣い、記名（署名又は押印含む）を求める表記に改めること等。

イ 土木請負工事監督・検査要綱の改定

「工場等派遣中間検査を要する工種別要領」について、工場等派遣中間検査を要する資材・製品を橋梁等製作品及び鉄筋コンクリート二次製品の大型製品かつ特殊寸法品（規格品以外）を対象とすることに改定。また、「500万円を超えるもの」としていた価格の規定を廃止する。

2 適用

令和5年9月1日以降に施行決定を起案する工事から適用する。

※ ホームページでの閲覧及びダウンロード

この土木請負工事監督・検査諸規程は、紙媒体による図書の発行は行わない。
京都市情報館の監理検査課のインターネットホームページからダウンロードして使用されたい。

京都市のトップページ>まちづくり>技術管理>監督・検査>土木工事の仕様書、様式等

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>